

資料1 大垣市障害者計画・障害福祉計画策定・評価委員会委員名簿

区分	職名	氏名
学識経験のある者	岐阜経済大学教授	山田 武司
社会福祉を目的とする事業を經營する者	大垣市医師会理事	日下部 良邦
社会福祉に関する 活動を行う者	大垣市連合自治会連絡協議会代表	酒井 保吉
	大垣市連合婦人会代表	多和田 智子
	大垣市社会福祉協議会常務理事	中山 恵二
	大垣市社会福祉事業団理事長	大角 勇
	大垣市民生・児童委員協議会代表	谷 香範
	大垣市赤十字奉仕団副委員長	松下 美由紀
	福祉推進委員連絡会会长	服部 淑子
	大垣市障害者団体連絡協議会副会長	近藤 則朗
	岐阜県身体障害者福祉協会大垣支部代表	説田 真理
	岐阜県自閉症協会大垣市ブロック長	永田 明子
	大垣視覚障害者福祉協会副会長	浅野 己
	大垣聴覚障害者福祉協会会长	中嶋 朋之
	西濃地域精神障害者家族会いぶき会会长	磯野 直子
	西南陽光福祉会理事長	伊藤 光彦
	岐阜県難病団体連絡協議会理事長	長谷川 典彦
市民公募による者	市民委員	山崎 幸輝
	市民委員	堀 春代
その他市長が必要と 認める者	大垣公共職業安定所統括職業指導官	堀 保
	岐阜県西濃保健所健康増進課長	西松 浩
	西濃子ども相談センター家庭支援課長	大藏 徹哉
	大垣特別支援学校校長	中村 政年
	大垣市小中学校長会代表	後藤 秀太郎
	大垣商工会議所専務理事	成瀬 重雄

資料2 大垣市障害者計画・障害福祉計画策定・評価委員会設置要綱

大垣市障害者計画・障害福祉計画策定・評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者が地域の中で安心して暮らせる社会を目指し、大垣市障害者計画及び障害福祉計画（以下「計画等」という。）について、障害者に関する施策及び事業の点検及び評価を行い、必要に応じ計画変更等の案を策定するため、大垣市障害者計画・障害福祉計画策定・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画等の点検、評価及び計画変更の案の策定に関すること。
- (2) 計画期間が満期となった計画等の次期計画（以下「次期計画」という。）の案の策定に関すること。
- (3) 計画等の点検、評価並びに計画変更及び次期計画の案の市長への提言に関すること。
- (4) その他計画等の点検、評価並びに計画変更及び次期計画の案の策定に当たって必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 社会福祉を目的とする事業を経営する者
- (3) 社会福祉に関する活動を行う者
- (4) 市民公募による者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 委員長が必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、又は意見若しくは説明等を聞くことができる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、障がい福祉課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

資料3 大垣市第三次障害者計画策定の経過

年 月 日	内 容
平成28年3月7日～ 平成28年3月25日	障害者福祉に関する計画策定のためのアンケート調査の実施
平成28年6月9日～ 平成28年6月30日	障害者福祉に関する計画策定のためのヒアリング調査の実施
平成28年8月29日	第1回 大垣市障害者計画・障害福祉計画策定推進委員会 ・大垣市第三次障害者計画の骨子（案）について
平成28年8月30日	第1回 大垣市障害者計画・障害福祉計画策定・評価委員会 ・大垣市第三次障害者計画の骨子（案）について
平成28年11月4日	大垣市障害者計画・障害福祉計画策定推進委員会幹事会 ・大垣市第三次障害者計画（素案）について
平成28年11月8日	第2回 大垣市障がい者の暮らしを支える協議会 ・大垣市第三次障害者計画（素案）について
平成28年11月15日	第2回 大垣市障害者計画・障害福祉計画策定評価委員会 ・大垣市第三次障害者計画（素案）について
平成28年11月24日	大垣市障害者計画・障害福祉計画策定推進委員会 ・大垣市第三次障害者計画（素案）について
平成28年12月20日～ 平成29年1月18日	計画（素案）に係るパブリックコメントの実施
平成29年1月26日	大垣市障害者計画・障害福祉計画策定推進委員会幹事会 ・大垣市第三次障害者計画（案）について
平成29年2月7日	第3回 大垣市障がい者の暮らしを支える協議会 ・大垣市第三次障害者計画（案）について
平成29年2月9日	第3回 大垣市障害者計画・障害福祉計画策定・評価委員会 ・大垣市第三次障害者計画（案）について
平成29年2月23日	大垣市障害者計画・障害福祉計画策定推進委員会 ・大垣市第三次障害者計画の策定について

資料4 用語解説

■あ行

I C T（情報通信技術）

情報処理や通信に関する技術、産業、設備、サービスの総称。

アスペルガー症候群

知的障がいは伴わないものの、興味・コミュニケーションについては特異性が認められる広汎性発達障がいの一種。特定の分野については驚異的なまでの集中力と知識を持ち、「空気を読む」ことが苦手、細かい部分にこだわる、考えが偏っている、感情表現が困難といった特徴がある。

一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法および最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。

インクルーシブ（インクルーシブ教育）

障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、可能な限り「通常の学級において」行う教育。

■か行

学習障がい（L D : Learning Disabilities）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推理する能力のうちいずれかまたは複数のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、障がい者等の相談、情報提供、助言を行ったり、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関との連携の支援を行う。

機能訓練

リハビリとトレーニングで身体機能と生活能力の向上を目指す訓練。

共生（共生社会）

共生とは、共に生きることであり、共生社会は、年齢や障がいの有無等に関係なく、誰もが積極的に参加・貢献していくことができる社会。

グループホーム

障がいのある人が共同生活を行う住宅であり、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常生活援助が行われる。

ケアマネジメント

障がいのある人一人ひとりのニーズに応じて、地域に散在する福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組み合わせて提供するための手法。

計画相談支援

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等を申請した障がいのある人のサービス利用計画の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）等を行う。

権利擁護

自らの意思を表明することが困難な知的障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

広汎性発達障がい

社会性に関連する領域にみられる発達障がいの総称。小児自閉症、アスペルガー症候群、レット症候群、小児期崩壊性障がい、特定不能の広汎性発達障がいなどが含まれる。

合理的配慮

障害者の権利に関する条約の「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されている。

■ さ行

災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）

災害時に、家族等の支援が困難で何らかの助けを必要とする重度の障がい者やひとり暮らし高齢者などが、地域の中で支援を受けられるようにするために、こうした方の同意を基に、氏名、住所、緊急時連絡先などの情報を災害時要援護者台帳に登録し、あらかじめ自治会、警察、消防などに渡しておくことで災害に備えるための活動（災害時の援護や平常時の見守りなど）に役立てるもの。

児童発達支援（発達支援）

障がいのある児童が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障がいのある児童の身体及び精神の状況ならび

にその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う事業。

自閉症

脳の中枢神経に何らかの先天的な問題がある脳の発達障がい。症状の特徴は、①対人関係に疎通性を欠き、②ことばの発達に遅れと異常が認められ、③特定のものに執着するというもの。

重症心身障がい（重症心身障がい児者）

重度の知的障がい（療育手帳A・A1・A2判定程度）と重度の肢体不自由（身体障害者手帳1・2級程度）が重複している障がいをいう。

障害支援区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある人の支援の度合いを示す区分をいう。市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つで、区分1から区分6（数字が大きいほど支援の度合いが高い）まである。

障害者基本法

障がいのある人の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

障がい者虐待防止センター

障がい者虐待に係る通報、届出の受理や、障がい当事者及び擁護者に対する相談、指導及び助言を行ったり、障害者虐待防止に関する広報、啓発活動を行う。

障害者虐待防止法

平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の略称。国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者、使用者等に、障がいのある人の虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した人に対する通報義務を課すなどしている。

障害者権利条約

障がいのある人に対する差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的として、平成18年12月、国連総会において全会一致で採択された障害者の権利に関する条約。わが国は、平成19年の同条約署名以降、条約の批准に向けた国内法の整備等を進め、平成26年1月に同条約を批准し、同年2月から効力を発すこととなった。

障害者差別解消法

平成28年4月1日から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称。障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重

し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている。差別を解消するための措置として、国・地方公共団体等及び民間事業者に、差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供を求めている。

障害者週間

国民の中に広く障がいのある人の福祉についての关心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、毎年12月3日から12月9日までの一週間を「障害者週間」としている。

障がい者就業・生活支援センター

就業およびそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある人に対し、相談や職場・家庭訪問により指導、相談を行う。

障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が正式名称。障がいのある人や難病患者等の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がいのある人等の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的としている。

ジョブコーチ（職場適応援助者）

障がい者が就職前の実習段階や就職後に職場定着が難しくなった際に、障がい者の職場への適応を支援する。職場にジョブコーチが出向き、障がい者が職場に適応できるよう仕事への対応を支援するため、人間関係や職場での管理者や従業員に対して助言を行い、職場や職場環境の改善を提案する。

自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、精神通院医療、更生医療、育成医療の3つの制度がある。

自立支援協議会

相談支援事業の中立・公平性の確保及び相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し中核的役割を果たす協議の場として市町村が設置するもので、具体的には困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議等を行う。

人権擁護委員

地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局と協力した人権侵害による被害者の救済、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動

を行う者。

身体障害者相談員

身体障害者福祉法に基づいて、身体障がいのある人の福祉の増進を図るために、相談に応じるとともに必要な援助を行う者。

生活介護（生活介護事業所・デイサービス）

常時介護をする障がいのある人が、主として昼間において、障害者支援施設や事業所で、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受けるサービス。

生活訓練

知的障がいまたは精神障がいのある方に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行う。

成年後見制度

知的障がいのある人、精神に障がいのある人等で、主として意思能力が十分でない人の財産がその人の意思に即して保全活用されるような援助や、日常生活における財産管理などの援助をする制度。

相談支援（相談支援事業・相談支援事業所）

障害者総合支援法に定める相談支援は、障がいのある人や障がいのある人の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようすることを目的とするサービス。

■ た行

多目的トイレ

車いす利用の障がいのある人はもとより、オストメイト（人工肛門、人工膀胱保有者）も利用できる洗浄シャワーや排出処理設備、ベビーシート等が整備され、妊婦や乳幼児連れの人なども利用できるトイレ。

地域移行（地域移行支援）

障害者総合支援法の相談支援の一種で、施設に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神に障がいのある人の地域生活への移行のために、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うこと。

地域活動支援センター

障がいのある人に創意的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業。

地域生活支援事業

地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが望ましい事業として障害者総合支援法に位置づけられている。市町村が行う必須事業として、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業等があり、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等の必須事業以外の事業も実施することができるとされている。

地域生活支援拠点

グループホーム又は障害者支援施設に、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会の場（ひとり暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の機能を集約した拠点をいう。

地域防災ネットワーク

局地災害、広域災害の被害を最小化するために、各地行政、各地社会福祉協議会、各種青年団体、各種ボランティア団体と連携したネットワーク。

知的障害者相談員

知的障害者福祉法に基づいて、知的障がいのある人の福祉の増進を図るために、知的障がいのある人又はその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う者。

注意欠陥多動性障がい（A D H D : Attention Deficit Hyperactivity Disorder）

年齢あるいは発達に不釣合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

特別支援学級

小学校、中学校等の教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために置かれた少人数の学級。知的障がい・肢体不自由・身体虚弱・弱視・難聴・情緒障がいなどの児童生徒を対象としている。

特別支援学校

特別支援教育を受ける学校で、視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・病弱の児童生徒を対象としている。

特別支援教育

学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症も含めた障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

特例子会社

障がい者の雇用に特別な配慮をし、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条の規定により、一定の要件を満たした上で厚生労働大臣の認可を受けて、障がい者雇用率の算定において親会社の一事業所とみなされる子会社。

■ な行

内部障がい

身体内部の臓器に障がいがあることを指す。血液循環、血液浄化、呼吸、排泄、消化、免疫（感染防御）など、生命を維持するために重要な機能の障がい。

難病（指定難病・難病患者）

原因不明で、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。また、難病のうち、患者数が国の人口の0.1%に達していない、客観的な診断基準があるという要件を満たすものを指定難病という。

日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がい等があるために判断能力が不十分な人に対して、自立した地域生活が送れるよう生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が主体となって実施している。

■ は行

発達障がい

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定されている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）などがこれに含まれる。

バリアフリー新法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称。高齢者、障がいのある人等の円滑な移動及び建物等の施設の円滑な利用を確保するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障がいのある人等が計画段階から参加

をして、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進することの措置等を定めている。

ピアカウンセラー

同じ悩みや障がいを持つ仲間の相談に乗り、悩みや障がいをその人自身で克服できるように援助する人。

福祉的就労

一般就労（企業的就労）が困難な障がいのある人のために福祉的な観点に配慮された環境での就労。

福祉避難所

既存の建物を活用し、一般の避難所では生活に支障をきたす介護の必要な高齢者や障がいのある人などに対するケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなど、バリアフリー化が図られた避難所。

放課後等デイサービス

障がいのある子どもに対して、学校の授業終了後又は休日において、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流を促進する児童福祉法に基づくサービス。

法定雇用率（障害者雇用率）

障害者の雇用の促進等に関する法律に定められているもので、平成28年度現在、一般の民間企業にあっては2.0%、特殊法人・国・地方公共団体にあっては2.3%、都道府県等の教育委員会にあっては2.2%とされ、これを超えて身体に障がいのある人、知的障がいのある人及び精神に障がいのある人を雇用する義務を負う。

法定後見

本人の判断能力が不十分になったことにより、家庭裁判所に選任の申立てをする。後見人の選任・権限は、裁判所の審判によって決定する。

訪問看護

医師の指示の下に、看護師や理学療法士が家庭を訪問して、病状の観察や清拭、床ずれの予防と処置、リハビリテーション、食事指導管理、排泄の介助・管理、家庭への介護支援・相談等を行う。

補装具

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。盲人安全つえ、点字器、補聴器、義肢、車いす、歩行器などがある。

■ま行**民生委員・児童委員**

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事又は指定都市・中核市の市長の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童福祉法に基づく児童委員を兼務する。

■や行**ユニバーサルデザイン**

「すべての人のためのデザイン」をいう。障がいのある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを超えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていこうとする考え方。

要約筆記（要約筆記者）

聴覚障がい者への情報保障手段のひとつで、話されている内容を要約し、それを筆記して聴覚障がいのある人に伝えること。

■ら行**療育**

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がいのある児童及びその家族、障がいに関し心配のある方等を対象として、障がいの早期発見・早期治療又は訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るために、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

レスパイト

障がいのある人の親や家族を一時的に障がいのある人の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを癒し、休息できるようにすること。